

八才二本部

深川富士館 八丁堀日活館 神田日活館 大塚富士館  
 両口日活館 神田日活館 上野日活館 青山日活館  
 芝正南佐久間 町至文社事務所 本部職員八左記各館従業員  
 帝都座 横濱喜楽座 四谷日活館 新南館  
 日比谷日活館 三田日活館 赤布日活館 大井館  
 早稲田富士館 大井富士館 世富士館

別記三  
要 求 書 目  
五月二日

- 一 職首減給労働強化ヲ絶対ニサザルコト
- 二 退職手当ヲ制定サレタレ
- (1) 勤続一ケ年未満ハ三ケ月分以後一ケ年ヲ増ス毎一ケ月分ヲ加算ノコト  
 (但シ端数ハ一ケ年トシテ計算スルコト)
- (2) 尚会社ノ都合ニ依ル職首ノ場合ハ右ノ退職手当ノ外ニ二ケ年分ヲ支給サレ  
 タレ (但シ解雇ハ従業員ノ同意ヲ得ラレタレ)
- 三 本人ノ意思ニ依ラサル勤続取組絶対ニサザルコト
- 四 配当取組ヲ徹底的ニ一回ノ定期表共ノ奉期一ケ月分以上支給サレタレ
- 五 音部部ヲ二部制ニサレ度
- 六 病氣不幸ニ依ル出勤ノ場合ハ月給全額支給シ補充臨時雇ノ費用ハ会社ヲ全  
 額負担サレ度
- 七 額取賃讓渡ニヨル従業員ノ引継ヲ絶伴ニサザルコト
- 八 尚三田日活新南館ノ従業員ハ即時本社直営館へ転勤サレ  
 月最高二回ノ公休制夏期ハ五日間以上ノ休暇制ノ制定
- 九 女子従業員ノ日給制ヲ月給制ニ改正セヨ

十 衆番修繕費及消研品ノ会社負担並ニ時間外手当ヲ支給セヨ

十一 婦人従業員ノ休暇制度改善セヨ

十二 幸評中ノ給料全額支給セヨ

十三 幸評費用ハ全額会社ヲ負担セヨ

十四 本幸評ニヨル特性者ヲ絶伴ニサザルコト

昭和七年五月三日

日活日興共同幸評団

日本活動写真株式会社  
 日本興行活動写真株式会社 啓

別記四

世富士館	衆手	木部又八	(二十八)	頭部裂傷	(全治約一週間)
神田日活	衆手	村上 考	(廿五年)	頭部裂傷	(全治 八日)
神田日活	衆手	吉川 春雄	(廿六年)	左顎打部裂傷	七日
大塚富士館	〃	山本 清	(廿六年)	〃	〃
八丁堀日活	〃	大沢 玄修	(二八)	左後頭打裂傷	〃
大塚富士館	〃	鈴木 支己	(二六)	顎打裂傷	〃
大塚富士館	説明者	瀬谷 照世	(二七)	左頬指裂傷	〃
大塚富士館	衆手	市川 久茂	(二四)	左後頭打裂傷	五日
大塚富士館	〃	若崎 教太	(二八)	前頭打裂傷	〃
八丁堀日活	〃	秘山 正太郎	(三二)	左頬指裂傷	四日
神田日活	〃	三井 俊	(三二)	左前額打裂傷	四日